

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 平成三十一年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額十六兆千八百九億円とする。

2 平成三十一年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

3 平成三十一年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに三千二百五十億円を確保することとし、総額四千四十九億円とする。

二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収

額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。